

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年、A県B市所在の会社Cに雇用され、電気工として、カッター、サンダー、ドリル、インパクトドリル等を使用して、電気の配線工事を行う騒音作業に従事し、平成〇年〇月〇日に離職した。

請求人によると、平成〇年頃に耳鳴りが出現し、耳が遠くなっていくのが徐々に進んでいく自覚症状があったという。請求人は、平成〇年〇月〇日、D医療センターに受診し、「両難聴、耳鳴症」（以下「本件疾病」という。）と診断された。

請求人は、本件疾病は、業務上の事由によるものであるとして、監督署長に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人の本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発症した本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人及び請求代理人(以下「請求人ら」という。)は、請求人の本件疾病は業務上の事由によるものであると主張している。

ところで、騒音性難聴の業務起因性の判断に関しては、労働省(現厚生労働省)労働基準局長が「騒音性難聴の認定基準について」(昭和61年3月18日付け基発第149号。平成3年12月25日付け基発第720号により一部改正。以下「認定基準」という。その要旨は上記1に引用した「判断の要件」のとおりである。)を策定しており、当審査会としても、その取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき請求人の本件疾病が業務上の事由によるものと認められるか否かについて検討する。

(2) 請求人は、認定基準に定める「著しい騒音にばく露される業務」に5年を超える期間、従事していたことが認められる。

(3) 請求人の鼓膜又は中耳について、E医師は、平成〇年〇月〇日付け診断書において、「両耳鼓膜は正常。」としている。また、同年〇月〇日付け意見書において、「中耳に明らかな病的な所見を認めず。」としている。

一方、F医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「ティンパノグラム検査では、右側鼓膜可動性の悪いAs型、左側は過可動のAd型である。」、「純音聴力検査や語音明瞭度検査と比較して考えると右側鼓膜の肥厚や耳管狭窄症の存在をうかがわせ、左側耳には耳管開放症の存在かティンパノグラム検査ミスの疑いがある。」と述べている。E医師も、同年〇月〇日付け意見書において、請求人のティンパノグラム検査結果を「右耳：As型、左耳：Ad型」と述べ、F医師と同様の意見である。

E、F両医師の意見を踏まえ、当審査会において改めて医証を精査したとこ

る、請求人の鼓膜に病変がないとは言えないものと判断する。

- (4) また、請求代理人は、請求人のオーディオグラムは、聴力障害が低音域より 3,000 Hz 以上の高音域において大であり、認定基準を満たしていると主張しているが、請求人の本件疾病について、E 医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、聴力型が C 5 dip 又はその移行型とは「認められない。」「内耳性難聴と認められる。老人性難聴の影響は否定できない。」と述べている。F 医師も、同年〇月〇日付け意見書において、「純音聴力検査像を見ると、両側共に低音部の低下がみられ、高音部も C 5 周辺よりの急墜変化も見えない老人性難聴(加齢性)の形態である。以上より、この案件は騒音性難聴の移行型とするには無理があると考えられる。」と述べている。

当審査会としても、E、F 両医師の意見を踏まえ総合判断すると、請求人に発症した本件疾病は、著しい騒音にばく露される業務による騒音性難聴とは認められないものと判断する。

- (5) 以上のとおり、請求人の本件疾病は、認定基準を満たさず、業務上の疾病と認められない。

- 3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした障害補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。